

別紙（開示請求及び処分の内容）

【開示請求の内容】

司法又は行政警察活動のためのドローンの利用に係る、以下①ないし⑦のいずれかに該当する文書全て

- ① ドローンの配備に関する決定並びにその理由及び背景を説明する文書
- ② ドローンの利用に関するルールを記載した運用基準、指針及び手順書などの文書
- ③ ドローンの利用について作成された記録
- ④ ドローンの利用に対する事後監査の対象、手続き及び結果を記載した文書
- ⑤ ドローンの調達費用にかかる予算請求の詳細を記載した文書、仕様書並びに調達契約書等の調達の詳細を記載した文書
- ⑥ 本情報公開請求に対する開示決定日における配備済のドローンの総数
- ⑦ 本情報公開請求に対する開示決定日における、ドローンの利用に際し生じた事故の件数と詳細

【処分の内容】

項番	決定別	公文書件名	不開示箇所		不開示理由
1	一部開示	「予算要求資料（令和7年度、「危険物探知、発見、処理システム整備」のもの）」外6件	予算要求資料	「警察職員の氏名」及び「警察電話の内線番号」以外の不開示とした部分	7条4号 公にすることにより、警備部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかになり、その結果、犯罪を企図する者の不法行為や対抗措置を講じることが容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
					7条6号 公にすることにより、警備部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかになり、その結果、犯罪を企図する者の不法行為や対抗措置を講じることが容易になるなど、効果的な警備警察の運営及び活動が阻害され、警備警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			調定額通知書、物品買入契約書	法人の名称、住所及び代表者氏名	7条4号 公にすることにより、本件契約の受注法人が明らかとなり、当該無人航空機についての情報収集を容易にし、犯罪を企図する者の不法行為や対抗措置を講じることが容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
					7条6号 公にすることにより、本件契約の受注法人が明らかとなり、当該無人航空機についての情報収集を容易にし、犯罪を企図する者の不法行為や対抗措置を講じることが容易になるなど、効果的な警備警察の運営及び活動が阻害され、警備業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
					7条4号 公にすることにより、警備部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者の不法行為や対抗措置を講じることが容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
					7条6号 公にすることにより、警備部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、効果的な警備警察の運営及び活動が阻害され、警備警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
2	不開示	「都道府県費整備のドローンの保有状況等調査表」外1件	全部	7条4号 公にすることにより、無人航空機の台数、機種及び配備所属等が明らかとなるなど、当庁における無人航空機の運用状況等が判明し、犯罪を企図する者等による不法行為や対抗措置を容易にするなど、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	
				7条6号 公にすることにより、無人航空機の台数、機種及び配備所属等が明らかとなるなど、当庁における無人航空機の運用状況等が判明し、犯罪を企図する者等による不法行為や対抗措置を容易にするなど、円滑かつ効果的な警察活動が阻害され、各種警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
3	一部開示	「地域警察活動用ドローンシステム運用要綱の制定について（令和5年3月23日付通達乙（地. 総. 安）第27号）」外12件	「警察職員の氏名」及び「警察電話の内線番号」以外の不開示とした部分	7条4号 公にすることにより、地域部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかになり、その結果、犯罪行為を企図する者等の活動を容易にするなど、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	
				7条6号 公にすることにより、地域部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかになり、その結果、犯罪行為を企図する者等の活動を容易にするなど、効果的な地域警察の運営及び活動が阻害され、地域警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
4	一部開示	「物品買入契約書（契約確定日令和5年11月16日、契約番号第32092号及び32093号、契約の目的「小型無人航空機外5種の買入れ）」外2件	「警察職員の氏名及び印影（管理職を除く。）」、「警察電話の内線番号」及び「物品買入契約書」のうち、受注者の印影」以外の不開示とした部分	7条4号 公にすることにより、交通部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	
				7条6号 公にすることにより、交通部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、効果的な交通警察の運営及び活動が阻害され、交通警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	

項番	決定別	公文書件名	不開示箇所		不開示理由	
5	一部開示	「〇〇無人航空機の運用要領の制定について（令和5年3月20日付部長達乙（公. 総. 管）第2号）」外3件	〇〇無人航空機の運用要領の制定について、 〇〇無人航空機の飛行日誌の作成について	全ての不開示とした部分	7条4号	公にすることにより、無人航空機の運用状況等が明らかとなり、犯罪を企図する者の不法行為や対抗措置を講じることが容易になるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
					7条6号	公にすることにより、無人航空機の運用状況等が明らかとなり、犯罪を企図する者の不法行為や対抗措置を講じることが容易になるなど、効果的な公安警察の運営及び活動が阻害され、公安警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
			令和7年予算要求項目書	「「令和7年度「ドローン操縦者養成部外研修」関係要求一覧」のうち、「名称」欄及び「所在地」欄以外の不開示とした部分	7条4号	公にすることにより、公安部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
			7条6号	公にすることにより、公安部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、効果的な公安警察の運営及び活動が阻害され、公安警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。		
			請書	「警察電話の内線番号」、「法人及び法人代表者の印影」及び「法人の名称、住所及び代表者氏名」以外の不開示とした部分	7条4号	公にすることにより、公安部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
					7条6号	公にすることにより、公安部が保有する無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、効果的な公安警察の運営及び活動が阻害され、公安警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
6	一部開示	「令和6年度予算要求項目書（総務部企画課、事項名：無人航空機の操縦資格に要する経費、全体計画所要額が空欄のもの）」外12件	全ての不開示とした部分		7条4号	当庁が保有する無人航空機や操縦士に関する情報であり、公にすることにより、無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
					7条6号	当庁が保有する無人航空機や操縦士に関する情報であり、公にすることにより、無人航空機の運用状況等が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者による不法行為等を容易にするなど、効果的な警察の運営及び活動が阻害され、各種警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
7	不開示	会議資料「空の産業革命を見据えて」（2023年1月18日株式会社〇〇作成）	全部		7条3号	公にすることにより、法人の事業活動を行う上での内部管理に係る情報が明らかになるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
8	一部開示	「賃貸借契約書（契約日令和2年8月20日、契約番号第20221号、契約件名「三次元造形システムの借入れ）」外1件	賃貸借契約書、物品買入契約書	受注者の名称、住所及び代表者氏名	7条4号	公にすることにより、本件契約の受注法人が明らかとなり、当該無人航空機等についての情報収集を容易にし、犯罪を企図する者等による妨害等の対抗措置を執られるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
					7条6号	公にすることにより、本件契約の受注法人が明らかとなり、当該無人航空機等についての情報収集を容易にし、犯罪を企図する者等による妨害等の対抗措置を執られるなど、鑑識活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
					7条4号	本件無人航空機の製品名等のほか、当該無人航空機を構成する機能、性能、使用機器等の情報が一体として記載されており、公にすることにより、犯罪を企図する者等によって、当該無人航空機等の分析が容易となり、妨害等の対抗措置を執られるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
					7条6号	公にすることにより、犯罪を企図する者等によって、当該無人航空機等の分析が容易となり、妨害等の対抗措置を執られるなど、鑑識活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(処理経過)

令和6年11月6日 開示請求書を收受  
令和6年11月20日 開示決定等期間の延長を通知  
令和7年6月19日 公文書（別紙項番8）の一部開示を決定し、通知  
令和7年6月20日 公文書（別紙項番8以外）の一部開示及び不開示を決定し、通知  
令和7年7月18日 審査請求書を收受  
令和8年2月17日 諮問書を收受